

# 紀 要

## 第 8 号

---

### 目 次

#### 序

- 近江へのアプローチ・その2 神崎郡篇…………… (近江歴史クラブ)
1. 愛知川左岸域の開発と水利…………… (佐野 静代)
  2. 後期古墳…………… (細川 修平)
  3. 丸山1号墳出土土師質陶棺について…………… (中村 智孝)
  4. 古墳時代の鍛冶工房…………… (大道 和人)
  5. 古代の集落…………… (畑中 英二)
  6. 建物遺構…………… (神保 忠宏)
  7. 古代寺院—軒丸瓦の文様から—…………… (重岡 卓)
  8. 郷 (里)…………… (内田 保之)
- まとめにかえて……………
- 日本古代国家形成史論に関する諸前提
- 研究ノートあるいは覚書その1—…………… (芝池 信幸)
- 春日山古墳群分布調査報告… (岩橋隆浩・大崎康文・工藤基志・高橋あかね)
- 6世紀代における木棺直葬墳の副葬・供献について
- 葬送習俗としての「主体部内容器埋納」にみる  
「畿内型横穴式石室」との関係を中心に—…………… (畑中 英二)
- 高島郡における製鉄の問題から—6世紀を考えるための序章— (細川 修平)
- 湖南地域の異方位地割と古代の建物方位…………… (田井中洋介)
- 木炭窯の形態からみた古代鉄生産の系譜と展開に関する予察
- 滋賀県瀬田丘陵の事例を中心に—…………… (大道 和人)
- 赤野井湾遺跡出土の鋤…………… (阿刀 弘史)
- 

1995. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

# 日本古代国家形成史論に関する諸前提

## —研究ノートあるいは覚書その1—

芝池 信幸

はじめに

日本の古代国家の成立は、同時にアジア的古代専制国家のそれとして問題にされてきた。それは、日本古代国家が世界史上、氏族共同体の崩壊を前提にした古代民主制のギリシア・ローマ型古典古代国家に対して、基本的には氏族共同体と同一段階と把握すべきアジア的共同体の残存の上にアジア的専制国家として成立した<sup>(1)</sup>と考えられるからである。律令体制がアジア的共同体の変質すなわち日本最初の小経営生産様式の単位としての家父長制的世帯共同体の発展<sup>(2)</sup>に対応して、アジア的生産様式を維持するために成立した国家形態であるなら、その法治主義的完成は、古代専制国家としては最期の段階であったことが強調されてくる。したがって、氏族共同体末期のアジア的共同体を基礎とする総体的奴隷制の階級関係の中から古代国家成立のもっとも重要な契機を家父長制的世帯共同体の成立にみれば、厳密な意味での古代国家の成立を律令体制の形成過程に求めることになるが、それを法治主義的再編成<sup>(3)</sup>という意味での最期の古代国家の段階とみる限り、日本古代国家の成立はそれよりもさらに以前の政治的段階に求める見解<sup>(4)</sup>も成り立つわけである。

以上は、主に理論的な古代国家史研究の争点を概観したに過ぎないが、とにかく古代日本は律令法を中国から継受して、外見上統一的な法治体制を貫徹する。ゆえに日本古代国家の形成期は律令体制の形成期と同義ともなり得る。律令制の形成は、「大化改新」(645)にその端緒があり白村江の敗戦(663)後に伴う天智朝の諸改革によってその基礎が築かれ、大宝律令の制定(701)により、8世紀初頭に形態的完成をみたが、律令体制としては、壬申の乱(672)後の天武・持統朝にその形成期を置くというのが学界の大勢の見解<sup>(5)</sup>であろう。しかし、その制度的完成がその古代国家の発展段階とみるか、非正統的な特異の段階とみるか、またそれが時代の経済構造に照応した<sup>(6)</sup>という意味での完成であるのかどうか、その国家史への位置づけの問題となると、見解が微妙に異なってくる。

律令体制の成立がヤマト政権の最初の優越化の歴史的現象でなく、むしろその下限的画期であったとするなら、国家形成期の上限的(原初的)画期はヤマト政権が他地域への「国家的支配」に乗り出した段階に求めるべきであろう。本稿は、その国家形成史の前半期にあたる律令前代いわゆる「大化前代」の「氏姓制」、とくに「部民制」の存否を通じて再検討することが最終目的である。

### 1. 古典理論への回帰

一口に国家形成史といっても、その前に古代史学における国家論独自の難問がある。それにつ

いてはすでに石母田正の業績があり<sup>(8)</sup>、一部を引用する。

国家についてのどのような理論も、歴史的に存在した個々の国家について厳密に検証されねばならず、それにはたえない理論はすてられなければならない。これが学問の約束であろう。そのさい、われわれがもっている国家についての諸理論が主として古典古代から近代国家にいたる西欧型の国家の歴史から帰納され、抽象された理論であること、したがってそれを歴史的特質が異なる東洋的社会から発生した日本の古代国家の成立史のなかで検証しようとするとき、検証はもはや検証にとどまっていることはできず、理論と事実との緊張関係のなかから新しい何かを生み出す作業にならなければならない。理論や概念の『適用』という安易な道ではなく、所与の国家の歴史自体からわれわれの古代国家論をつくり上げていく必要がある。戦後の古代史研究者の仕事は、この課題にこたえるために蓄積されてきたといってもよい。

以上を私見の言葉で繰り返すと、古代国家論独自の難問は「国家」そのものが史上初めて発生したものとして究明される点でまさに歴史的課題であり、同時にそれは起源論としての難題性を持つということになる。さらに複雑なのは、それによって要請されてくる学際的視野の問題が古代史学的方法論的特性の次元を越えて、歴史学本来の命題的テーマに関わる「理論」と「実証」との関係のあり方が真正面から問われてくることにある。その古代国家論を古代史学において、国家形成史論として叙述しようとするとき、その難題性はさらに拡大する危険を伴う。

石母田正にはそれ以前の業績として、日本古代社会をエンゲルス『家族・私有財産および国家の起源』（以下『起源』と略す）にみられる国家の指標などの適用で大胆に解釈した試論<sup>(9)</sup>があるが、氏のアプローチは鬼頭清明氏によれば、古典理解への厳密な理解にたちもどろうとする方向とは対照的に、歴史事実の総括としての国家像への接近という方法である<sup>(10)</sup>と評価されている。マルクス史学者の多くは前者に属することになるが、両者がマルクス史学の理論と方法とを前提とするかぎり、この典型的分岐を単にアプローチの違いとみることも分類としては正しい。ただすぐに指摘し得ることは、マルクス史学以外の諸研究を含めて史学史を形づくってきた個別研究それぞれの叙述経緯が実際に複雑であることから、両アプローチの典型の設定自体の意味もなくなりかける程、難解な議論が形づくられてきた。さらに問題かつ当然なのは、マルクス史学者内での論争の存在であって、アプローチの違いも最初からそこに発しているともいえる。

しかし、だからといって複雑な論争をその存在意義そのもの見失いによって否定してしまうことなく、開かれた多岐の問題点について、自由にアプローチすることにより問題の解決がはかられるべきであろう。私見は、その際に鬼頭氏が示したアプローチ典型の前者に興味を持つ。

まだ少し学史的実際の複雑さに目を向けておくと、第二次世界大戦後の日本古代史学が急速に興隆してきた背景として、現実の国家権力の制約からの解放によって古代国家に対する本格的な究明が可能になったという事実は、ほとんどの学史的論著の確認するところである。だからこそその後の個別研究の深化状況を時に「孤立分散化」と問題視するとき、その打開策を「国家」の理論的再検討に模索する方向は、常に理論的優越性をもって既成の実証的諸研究をも総括する任務を負う。理論と実証との遊離の問題はおそらく両者の原因を公平に考えてみなければならない

が、それらをそもそも「マルクス史学」と「実証史学」とに分けてしまうことにあるらしく、そのことはしばしば微妙な立場にたつ研究者の関心事<sup>113</sup>となってきた。実際の個別研究の多くは鬼頭氏のアプローチ分岐の典型に従えば、後者に属してしまうことになり、石母田を例外にしても、その細分化を体系化へ契機づけようとする観点が欠落する個別研究は、自ら前者との争点を明確にすることに積極的でない場合が多い。

もちろん、実証的諸研究の無思想性や不毛な研究の細分化を一方向的に問題視することが不公平であるのは、前者のアプローチにおける理論的検討が世界的規模での論争に関わり、日本古代社会の再構成において根本的に不明な点が多いことからいえる。それでもなお、私見が前者のアプローチに興味を持ち、それが実証的諸研究の批判的継承に有効であると憶測するのはほかでもない。日本古代国家論が同時にアジア的専制国家定立における具体的実証課題として強調され得るならば、当然、国家形成の諸段階や実年代の設定などの実証的問題を含めた上での「日本古代国家形成史論」として体系的に発展させなければならないと考えるからである。

以上の構想を、最初から「部民制」論に限定して果たそうとすることの不備はすでに明白なのかもしれないが、実際に斬新な研究成果を提示しえない拙論が難解な「部民制」論に挑む際の必要な視角であると認識するからである。

ちなみに、「氏姓制」論内部の問題についてここで付言しておく、それを含む「大化前代」史研究が難題であることの根本原因に、史料の質的・量的な制約という実際がある。その克服の方法としては、その地道な再検討という文献史学の常道が強調され、また文献以外の学際的視野の必要性が説かれるが、私見はまず史料操作の問題に関心が向く。直木孝次郎氏により命名された「分布法」「反映法」という史料操作法の開拓・駆使<sup>115</sup>は、「大化前代」史再構成に積極的に寄与してきたことを見逃さない。またすでに留意されるその方法の問題点は、国家形成史論<sup>116</sup>のなかで深化されるべきであろう。戦後の「大化前代」諸制度史が従来<sup>117</sup>の法制史分野の枠内より脱して、政治的諸過程との対応において構造的・発展的に究明されてきたという学史的<sup>118</sup>事実は、国家形成史論の観点からみれば、律令体制以前の国家形態の存否を検証する具体的徴表の問題の量的蓄積にほかならない。その質的発展への道は史料操作の恣意的な乱用によって生じる複雑かつ不鮮明な学説対立を国家論構成の厳密な視角で再検討することにあるが、それだけにまた国家論独自の深化も必要となってこよう。

また、近年における「部民制」否定論<sup>119</sup>の提出は、「大化前代」史研究の現段階の複雑さを端的に象徴している。それは、『日本書記』編者史観の徹底的克服をめざして律令体制の形成的起点を「大化改新」に認めず、7世紀史の再構成を試みる「大化改新」否定論との対比<sup>120</sup>でいえば「部民制」そのものの造語性つまり學術用語で歴史的名辭でないという意味での根本からの問題を含む。これは通説上の「氏姓制」の存在や年代観にたいする私見の素朴な疑問に対応する。このことからみても、これまでの成果やその方法に対して、批判的な継承のあり方が史料操作の背後にある研究者の古代史像にまで踏み込んで争点が模索される段階にきている。そして細分化された実証的諸研究の体系化への契機は、国家論の高次元の主導性の内のみにあるのではなく、逆に古典理論の普遍的側面とその制約性とを正確に検証するための視角が、複雑多岐な個別研究の内に

も積極的に準備されていくべきであろう。

## 2. 古典古代国家論

日本古代国家論が、古典理論の体系内について定式化されなかったアジア諸地域の国家論を今日古典理論自体の発展的要件として認識することから出発するとき、そのアプローチの違いこそあれ、エンゲルスの『起源』は、その理論的普遍性と歴史的制約性が公平に検証される最も好個の対象として重視されてくる。『起源』はエンゲルスがマルクスの要約ノートを通じてモルガンの『古代社会』を主たる典拠にしなが、バッハホーフエンやコワレフスキーの業績など、人類学・考古学・文献史学が提供した歴史学的諸事実を基礎に、第四版にまで及ぶ大幅な増補・改訂が行われた事実が示すように、エンゲルスの古代国家論の最終的結論であると同時にその最たる実証的研究である。ただその内容構成については、イロクォイ族の部族同盟を例に原始末期の氏族社会の政治形態の典型を示した後、文明社会の国家形態の典型にアテナイ・ローマ・ドイツを配する国家形成史を展開して、アジアの諸地域はその視野には<sup>117</sup>いない。そのために、理論的普遍性よりも歴史的制約性のみがただちに容易に予想されることは否めない。そのことは『起源』以外の古典的著作から「アジア的」に関する記述に視野を拡げてアジアの古代国家論を構成する研究方向が当然求められてこよう。また、この独自の文献学的な古典理論の再検討がその厳密さにおいてほとんどマルクス史学の主導で行われてきた一方で、『起源』のみはその内容がはるかに実証的な叙述構成ゆえに、以後の世界中での実証的諸研究によって広く批判的になり得てきた、という独特の学史的位を占める。古代国家の概念規定について、日本古代史学においてもよく『起源』での終章の総括文が引用される。それについては、古代国家の本質規定3項と基本的属性4項とに厳密に分類する説に従えば、<sup>118</sup>後者が1. 領域的区分支配、2. 官僚機構、3. 常備軍などの公的強力、4. 租税、と要約されて、国家成立の具体的徴表として有名である。それがしばしば日本古代国家にかなり引きつけられた形で問題に<sup>119</sup>されることがある。それを直ちに「機械的援用」と非難することは当たらないにしても、『起源』の内容への実証的批判が多面的に可能な今日の段階においては、かえってその理論的普遍性の側面が日本古代国家への適用の際に必須の前提論となってきたのではないだろうか。『起源』においては特に国家の4指標のみが俗流的解釈的になりやすいことを考慮すれば、アジアの国家論構成にとってのその有効性は、『起源』前文との関係に遡って吟味されることが文献学的常識であろう。その点で、かつてこの指標に対する国家論者の解釈の「対立」を問題にした歴史学徒からの稀少な報告に興味を持つ。それによると、(吉田晶氏が)

国家成立の5つの指標に関し、これが漸次的に実現していくという石母田氏の見解に反対して、この指標は相互不可分の関係にあり、5つの指標がすべてそろわなければ国家の成立とはいえないとしている。しかし、『起源』に述べられている古代国家は、アジア的専制国家を拾象したものであり、吉田も述べているように『起源』の規定を機械的に適応してさまざまな形態・機能をもったアジアの古代専制国家を分析することは、あきらかに誤りである。それだけに5つの指標を絶対視して、多様な現実をもってアジアの古代国家の成立を裁断することは、賛成できない。

とある。批判の対象となった吉田氏の論文には、石母田説について確かに下に引用するように、「5つの指標の漸次的実現の立場をとっているが（中略）実は不可分の必然的關係において把握すべきで、それらを切りはなすことはできない。」とあるが、「5つの指標がすべてそろわなければ国家の成立とはいえない」との明言の箇所はない。したがって「5つの指標を絶対視して多様な現実をもってアジアの古代国家の成立を裁断する」ような箇所も見当たらない。吉田氏やその批判文がともに着目する石母田説の直接の問題箇所は次の文である。

以上の国家の諸特徴は一国家は以上の諸特徴の一つでも欠いてはならないという意味ではなく、また歴史的に存在した前近代の国家が、以上のすべての諸特徴をつねに同時にそなえていたわけでもない——単にではなく、未開の末期から文明の段階の初期、世紀7世紀初頭の推古朝におよぶいくつかの段階を経て一歩一歩実現される<sup>23</sup>。

以上の石母田説が「国家指標の漸次的実現の立場」と理解されるのは正当であるが、それに対してその不可分の必然的關係の把握を強調する吉田説が「（国家の）指標がすべてそろわなければ国家の成立とはいえないとしている」と論断されているのはどうしてであろうか。ただ、吉田氏がそのような明言している箇所がないことをもって吉田氏批判論者の「読み走り」とも一概に退けられない。というのは、国家の指標がそれぞれ不可分に切り離せないなら、それを実証的に論定する場合には指標のすべてが揃って国家の成立としなくてはならなくなり、それが結局的には指標の絶対視に繋がってしまうと疑問視されてくるからである。吉田氏が石母田説を「貴重な試み」と評価しながら、指標相互の不可分性に注意して日本への実証的適用に慎重なのは、『起源』の厳密な理解に基づいて、氏族社会と国家段階とを区別する重要な指標をそれらにおいていることにある。ではアジア社会においても、その区分が有効で普遍的であるのかは、吉田氏も述べているように、「国家成立以前の氏族社会の内容を日本古代の事実にもとづいて考えなければならぬ」という点と、そこに発生する階級關係の歴史的性質を明らかにするという点である<sup>24</sup>。として、早急な実証的適応より一線を画して、それ以前の理論的順序が考慮される。吉田氏が『起源』の厳密な理解において注意するように、そこでは未開の上段での階級対立の激化を強調しながらも、それのみによって国家の成立を論ぜず、民族的組織が階級支配の手段として役割を果たす段階が国家形成以前にあることは、ギリシア人の氏族に関する章で、「要するに、富が最高の善として賛美崇拜され、古来の氏族秩序が富の暴力的略奪を正当化するために悪用され（中略）しかしまだ一つのものだけがかけていた。」とある記述でもわかる。「一つのもの」というのが国家であると理解できよう。エンゲルスの国家論構成の厳密さは、次にアテナイ国家についての若干の争点を生むことでも明らかである。

アテナイ国家の形成過程を検討する上で問題となる政治的過程の最初は、テーセウスの改革である。テーセウスが散在する単なる同盟の替わりに単一の民族へと融合させるための集住は、かかる部族ごとの自治を中央官庁の統治に替えようとする試みである。熊野總氏は、エンゲルスがそれを「国家の出発点」と表現したことに対して、さらに厳密に「国家的關係の出発点<sup>25</sup>」とした。熊野氏によれば、国家に関する最も抽象性の高い規定は、「社会の部分のたんなる総合とは一致しない全体性を表現する特殊な定在」であり、「社会秩序が自律的でない状態、社会のうえ立つ

秩序の強制機構を必要とするような状態が国家的関係である。」といわれる。熊野氏は以前に『反デューリング論』から『起源』にいたるエンゲルス国家論の発展を厳密に跡づけていること<sup>135</sup>から、テーセウスの改革を「国家的関係の出発点」としたことについての説明があるが、誤読を恐れるので以下に引用する。

家族史を含む原始史についての知識が乏しかった時点において、部族・種族を「拡大された家族・諸家族の連合」とかんがえていたマルクス、エンゲルスは、部族や種族は部分（個別家族）の総和にすぎないから国家関係でないとする。この結論は結果的には『起源』以後のエンゲルス理論と一致する。ところがいくつかの種族があつまって、それが外にたいして単一の全体を構成すれば、もはやそれは部分の総和とは直接には一致しない。『ドイツ・イデオロギー』では都市への数部族の結集が、『諸形態』ではたんなる住居の集合とはもはや一致しない「都市」およびそこでの官吏等の存在が、『反デューリング論』では「同一種族に属する諸共同体」が個々の共同体とは別個の上部機関をもつことが、それぞれ国家成立ととらえられている。家族から種族へという発展コースが考えられていたかぎり、それ自体が家父長的家族と同じ構成原理を持つと誤認された種族がいくつか集まった団体において種族（家族間）の利害対立こそが、その調停機能をもつ機構として、幻想上の全体性・共同利害の体现者として、国家を生みだす。ところがマルクスの晩年、種族から家族への発展コースこそ正しいという認識が生まれた。『起源』はそれにもとづいている。そこでは種族と他の種族の関係といういわば外延的關係が問題になるのではなく、種族共同体が、私有財産を媒介しつつ、諸家族に分裂するという内面的な運動が問題となる。もともと部分なき全体であったものが分解して部分の総和としての全体となった。それが部分の総和とはもはや一致しない全体性を表現する特殊な定在を生み出すのは、共同社会の内部に非和解的な階級対立が発生したことである。この非和解的な階級対立を生み出すものは私有財産であり、真の私有財産は古い共同体のもとでは成立しない。モルガンの氏族制度研究を基礎にエンゲルスは、数種族の集住だけでは国家ではないこと、すなわち氏族制度には部族連合やアズティック的な軍事的「民主制」も含まれること、ただ内的な階級分裂だけが非氏族制的な、すなわち社会のうえに立つ「第三権力」を生み出すことを明らかにしたのである<sup>136</sup>。

曲解を恐れつつ、ここでできるだけ要約するとすれば、部族同盟段階と国家段階との区分は、家族論の書き換えによって共同体内部の階級対立という視角が重要視されるようになったということであろうか。

熊野氏の厳密な読みはすこぶる多岐にわたっているが、以上の国家の本質的規定により、氏族制国家が不可能であり、奴隷への抑圧が国家の機能であって本質ではないこと、さらに征服は契機であることが論定される。

テーセウスの改革について、熊野氏が「国家的関係」と微妙に表現されるのは、次の重要な政治的過程であるアルコーン職の成立事情からも主肯される。すなわちテーセウスの改革は、結果的には豪族の反対で成果をあげず、テーセウス自身は氏族制機関たる軍事最高指令官バシレウスとしての権力以上を要求せず妥協した後、暗殺される。そこで相対的独自化しない任期一年の制

度として「国家の先頭に立った」のがアルコーン職であった。太田秀通氏は、原秀三郎がそれ以後のクレイテネスの改革をもってアテナイ国家の成立としたことを批判して、「伝統的な共体制度以外の一年任期のアルコーン職が確立した前8世紀前後をもってポリス型のアテネ国家の出発点と見るほうが合理的なのである。」とした。それに対して熊野氏は、例によって厳密な規定を行う。

しかし国家機関の成立が国家の成立とはただちにいえぬ。国家の成立はいうまでもなくながい過程であるが、もし画期をもとめるべきであるとすれば、社会が基本的に国家的関係にはいった時点、制度の問題としてみれば、社会秩序の基本的な要素が国家機関となった時点にもとめるべきであろう。

続いて太田氏の所論への批判が『起源』の文意をめぐって行われる。

太田氏はエンゲルスが「国家の先頭に立ったのは貴族から選ばれたアルコーンたちであった」と述べていることを指摘して、「国家のないところに国家の先頭もない」といわれるが、エンゲルスの文意は、氏族制的関係にしだいに国家的関係がとってかわる過程において、テーセウスとソロンの中間の時代に国家機関の頂点にいたのはアルコーンだった、ということ以上ではない。

熊野氏はさらに前述のアルコーン職成立事情に注意して、「制度上は非伝統的な超氏族制的な機関としてのアルコーン職であったが、それは氏族制とたたかう国家の機関であるよりも、国家によって古い特権を奪われまいとする氏族の首長たちの手段であった。」という。また、「にもかかわらずアルコーン職は、この社会が国家なしにはやっていけなくなりつつあることを告白している」として、つぎのソロンの改革で「氏族制的貴族を抑制すべく、国家的関係を社会秩序として氏族制度に対して優位に立つものとした。」

次にソロンの改革とクレイステネスの改革についてはこれ以上立ち入る力量は拙論にはないが熊野氏の最後の結論文に着目したい。熊野氏は、太田氏の原氏への批判について、原氏の主張を丁寧に取りとる。原氏はクレイステネスの改革ではじめてアテナイ国家が成立したといっている訳ではかならずしもなく、テーセウスの改革からソロンの改革を経た長い過程の完成をこの時点においている。原氏の場合、古代国家の基礎としての階級対立は奴隷制であるという認識を前提に、国家機構そのものの完成が重視されたとする。これに対して太田氏は、本来の国家機構すなわちこの場合アルコーン職制度の発生を国家の成立といわれる、とみる。そして熊野氏自身は前述の厳密な読みで両説のどちらにも賛成せず、次のように整理する。

テーセウスの改革……………国家的関係の出発点

アルコーン職制度……………国家機関の成立

ソロンの改革……………国家の氏族制度に対する優越

クレイステネスの改革………国家の完成＝社会制度としての氏族制度の死滅

国家の成立とはこの長い過程である。アテナイ史は、このほかに潜主政その他を含め、多くの国制変化をおなじポリスという社会形態のうえでとげてきた。ポリスの国制はあるときは氏族制的であり、あるときは国家的である。そのなかでソロンからクレイステネスにいたる



一時期は、たんなる国制変化ではなく、国家的関係が社会の支配的な秩序形態となる特別の時期である。その狭い意味では、国家の成立はソロンの改革に求めるべきであろう。<sup>33</sup>

『起源』の論理構成に即した緻密な古代国家論の好例を熊野氏の所論に従って素描してきた。いうまでもなくエンゲルスはアテナイ国家形成を典型的類例の一つとして叙述している。氏族制度から国家形成への転形が直接的に行われる。ただその論理構成がアジアをも含めた普遍的な国家形成へと開かれた体系を持っているのか否かは、その歴史的制約性のある実証的内容のみによって即断されてはならないと考える。アテナイについて触れてきたエンゲルス国家論の諸論点そのものは、その構成の組み替えの問題としてアジアに再構成される有効性がまだ検証されるべきである。

### 3. アジア的国家論

日本古代史における国家論論の乱立という今日の学史的状況も上述の試みと無関係ではないがアジアの国家論構成の特質を探る上で、『起源』の理論的普遍的視野を検出する試みも興味ある課題である。鬼頭清明氏によれば、アテナイ・ローマ・ドイツの3類型国家に対する『起源』での論理的関係に普遍的視野が構成できる。<sup>33</sup>すなわちアテナイ国家では、氏族社会そのものの内部に発展する階級対立の中から、外的または内的な暴力なしに発生し、ローマ国家は氏族内部に氏族に属さない大量のプレブス＝平民を抱え込んでその闘争結果として現れ、ドイツ国家は外的の広大な領域を征服したことから直接に発生する。したがって、『起源』では国家形成について、氏族社会の内的要因と外的要因の両極をもつ座標軸の中にアテナイとドイツを各々に置きその統一形態としてローマが位置づけられている、とする。鬼頭氏はそのことをもって「国家形成における氏族社会の内的要因と外的要因という分析視角は、なにも、ヨーロッパ史的視野に限定されるものではなく、普遍史的視野を可能性としてもつものと考えられ、」「エンゲルスの国家についての四つの指標による定式も、それが典型的に現われるかどうかは別にして—『起源』にあってもその典型はアテネに限定されている—普遍的な妥当性もちうるものとして、基本的視座として設定しうるのではないかと考える」<sup>34</sup>とされる。日本の古代国家論にとっては国家指標と両要因の視野の有効性は、鬼頭氏も注意されているように『起源』の論理構成にさらに深く立ち入って検討されねばならないが、その他の古典的著作との文献学的な整合的解釈の問題も控えてはいる。ここでは3類型の国家形成に限定してみていくと、ドイツでは服属民を支配することが氏族制度と相容れなく、ローマ諸属州の主人となったドイツの諸部族団が彼らのこの征服を組織化するためにローマ国家に替わる別の一国家を置かねばならなくなった。ローマとドイツとの共通点は、古い氏族が外の住民と一つの国家を形成しようとして国家形成をとげるのであって、征服者の共同体が国家となるのではない点にある。ドイツ国家での氏族制の根強い残存について『起源』が「この未開性によってこそ、かれらは完成された奴隷制にまで、つまり古代的な労働奴隷制にも、東洋的な家内奴隷制にまでもたっしなかつた」とある部分はアジアにとって重要であり、それが形態的にはアテナイ型よりはドイツ型に近いとえよう。このことは同時に国家形成における対外的契機の重視に繋がってこようが、アジア諸国が広大な領域を征服したドイツと同質であるとは断ぜられない。『反デューリング論』では「古い共同体はそれを存続したところでは、数

千年このかたインドからロシアにいたるまで、もっとも粗野な国家形態である東洋的専制政治」とが必然的関係で把握されている。「古い共同体」がとくに「東洋的専制政治」の基礎である限りでは、マルクスが『資本論』で示したアジア的専制国家の生産的底辺をなした「インドの小共同体」であり、土地の共同所有、内部での農業と手工業の結合、一ダースばかりの共同体の役人と専門家の存在する自給自足的な局地的小宇宙としての共同体をさしている<sup>139</sup>と理解される。そこでの所有関係については、『諸形態』と『起源』での「本源的所有のアジア的形態」を念頭に置くこともできる。「粗野な国家形態」は『起源』での「氏族制の根強い残存」に対応していよう。ただ、『ヴェラ・ザスーリッチへの手紙』（以下『手紙』と略す）にもみられるゲルマン的共同体との関係で、マルクスはアジア的形態について、ゲルマン的共同体にみられるヘレディウムの私的所有の存在や個別家族の分割経営の確立については触れておらず、『手紙』の「ゲルマン的形態」はそれよりも多く原始社会に入りこんでいることを意味する。本位田菊士氏は以上のことから、「アジア的共同体を基礎とするアジア的専制主義は、純経済的な階級分化によって社会内在的には形成され難く、むしろ英雄時代を背景とする、より高い生産力を有する部族の、より低い生産力を有する部族に対する外的暴力、つまり征服によって押しつけられる可能性を考えてみねばならないであろう<sup>140</sup>」とされる。再びドイツと同じくアジアでも国家形成の対外的契機重視が考えられるが、同じ「小インドの共同体」の理解についても、「ローマやゲルマンにおけるような交戦的衝動にかられることが少なく、」「征服戦争戦争が古代ヨーロッパのごとく必須の条件とはなら<sup>141</sup>ない」とされるのは上の本位田氏の指摘と抵触するように受けとれる。これは、部族相互や同盟のあり方に関わっているかもしれず、部族同盟のアジア的形態の究明のなかに止揚される予想をもつ。そもそも「内」と「外」とを認識した歴史的主体のその版図や構造も問題であろう。

ここでは『起源』の論理構成にさらに立ち入って、国家形成の対内的要因を細分していきたい。その1章では、国家以前の原始社会について、野蛮・未開の両発展段階、および各々を3段階に分ける図式を設定する。この諸段階は、生産手段の発展と、それに基づく分業の発展を指標にして区分され、少なくともモルガンは生産手段によって段階区分を行ったが、エンゲルスは未開の中段における農耕民と遊牧民の分離、上段における手工業の農業からの分離、最後に文明への移行に際しての商業の成立という視点を終章で示し、少なくとも未開段階の区分はエンゲルスにあっては社会的分業の視点で貫かれている。社会的分業の視点アジアの国家論構成にとって決定的に重要なのは、『諸形態』でのアジア的共同体の記述を引用するまでもなく、日本の原始・古代社会において各々の要件の発展が検出されていないことである。そのことはとりもなおさず、「大化前代」諸制度の中でもとくに社会構造を究明するための典型的な問題とされてきた「部民制」研究にとって決定的に重要である。「部民制」が文献史的には政治制度として研究されてきたことは次回に述べるが、社会的分業の視点による究明とをあわせもって国家形成史におけるその位置づけが決定されよう。

次に国家の前段階としての部族同盟の問題がある。国家段階直前の氏族制は、個々が党族・部族・部族同盟という形態で組織されていた。「起源」では、とくにその原始的民主制を強調して

その共同職務の独自化をただちに國家發生として捉えていない理論的嚴密さがある。アジアにとってそれが重要であるのは、そのアジア的形態からアジア的國家が形成されてくるからである。近年における文化人類学の研究成果によって「起源」の論理構成が批判されるのは、多くがこの点である。エンゲルスが未開の上段について考えていた誤りは、モルガンの業績に依拠してして、軍事的民主制を普遍史的に考えてきたことであるとの指摘があるが、エンゲルスが國家形成の直前の段階として未開の上段に設定したのは英雄時代と称される軍事的民主制による部族体制であり、今日では対等な民主的部族相互関係よりも部族間相互のヒエラルヒーの存在する例が多いことが報告されているという。したがってアジア的國家は未開上段の酋長制社会から國家形成が生みだされてくるという図式になる。ここで再び対外的契機の問題がその共同体的諸関係の強さによって大きな位置を占めることになる。さらに重要なのは、社会的分業との関係である。文化人類学の成果からいえることは、酋長制自体にも一連の發展過程があり、紛争の調停者としての機能以外に何も持たないヌア一族の豹皮酋長から、私富を蓄え、支配隷屬関係を樹立した酋長にいたるさまざまな事例が知られていて、部族間における商品交換の發達の事例は、酋長制社会の發達も社会的分業の存在をひとつの要素として考えねばならないことを示唆している。ただその研究成果は古代社会そのものからではないことも注意を要する。

おわりに

唐突ながら、本文は1978年度学部卒論と1982年度修士修了論文とを合わせて、若干のテニヲハを修正したものの前半部分にあたる。卒論を書き上げた年は、埼玉県の稲荷山古墳出土の鉄剣に刻まれた銘文が發表され、雄略「天皇」の字句が読み取れる「ワカタケル」大王をめぐる華やかな報道と学界での論争が繰り広げられた。古代史学が金石文や木簡などの新史料の援用によって活気づく好例であろう。まさに古代史学は日新月异の勢いで、その未来は途方もなく明るいのかも知れない。また、DNA遺伝子で日本人のルーツを探しあてて？にいたっては、これまでの地道な文献史学がバカバカしく思える瞬間がある。しかし、一方でジャーナリストに取り扱われた割りには一体何がわかったのかと思える事例は稲荷山鉄剣銘文だけでなく、筆者の不勉強も手伝ってか、古代史学の謎は新史料の発見によってさらに深まるような気もしてくる。その無責任ともいえる筆者の懸念をよそにまた新発見が相次ぐ。1984年1月、鳥根県岡田山古墳から出土した鉄刀銘文に「各田マ臣」（額田部臣）とあり、議論の中心はヤマト政権とイヅモとの関係はもとより、遡って「部民制」にも及んだ。その議論については次稿に触れるとして、古代史学界は周知のように、事実認識一つ、例えば邪馬台国位置論争をとっていても百家鳴乱の様相を呈しており、研究者間の歴史認識をも問い直されねばならない共通の難問が潜んでいる。多くの珍説・奇説をも視野に入れた懐の深い根本的な課題の論争の必要性を未だに感じる。そこで、あえて色あせた小稿をここに問うた次第である。また、自戒すれば、昭和時代戦前の議論に戻ってはしないだろうか。

最後に、本稿を起こすにあたって勇気を与えてくれた朋友（近鉄バッファローズファン同志）に感謝したい。彼は具体的な考古史料に取り組みながら、つねに「古代國家」を追求して止まない細川修平君である。以前から、彼の論文の端々に「古代國家」の文字が見え隠れするたびに、

実はドキドキしていたのであった。本稿は彼に直接に回答するものではないが、研究視角としては同志であろう。ここに感謝の意を表して、とりあえず、前半の結びとしたい。

## 註

- (1) 吉田 晶「日本古代国家の諸前提」（『日本古代国家成立史論』 第1章 東京大学出版会 1973年）
- (2) 具体例として6世紀初頭以降に爆発的に盛行した後期群集墳がある。和島誠一は群集墳の構成単位の個々の古墳を家族に対応させ、「古い共同体的な体制が分解して、奴隸制的な家父長的な家族が広範囲に現われ」とした。「古墳文化の変質」（『岩波講座 日本歴史 古代2』 p137 1962年）
- (3) 門脇禎二・甘粕健「古代専制国家」（『体系・日本歴史1』 日本評論社 1967年）
- (4) 石母田正『日本の古代国家』 岩波書店 1971年  
同 『日本古代国家論 1部・2部』 岩波書店 1973年
- (5) 早川庄八「律令制の形成」（『岩波講座 日本歴史1 古代1』 1975年）
- (6) 青木和夫「律令国家の権力構造」（『岩波講座 日本歴史3 古代3』 1976年）
- (7) 山尾幸久『日本国家の形成』 岩波新書 1971年
- (8) 前掲書(4)の「はしがき4～5」 1971年
- (9) 「古代史概説」（『岩波講座 日本歴史1 原始および古代1』 1962年）
- (10) 『律令国家と農民』 p168 塙書房 1979年
- (11) 例えば『現代歴史学の成果と課題2』 p9 青木書店
- (12) 直木孝次郎氏、上田正昭氏らは、自論集でその観点の明示を忘れない。  
直木「日本古代史の再検討」（『日本古代国家の構造』 青木書店 1958年）  
上田『日本古代国家成立史の研究』 青木書店 1959年  
上田『日本古代国家論究』 塙書房 1968年  
また『史学雑誌』での例年の「回顧と展望」に収まる「歴史理論」の項も参考になる。とくに1980年の歴史学界（90—50） p5
- (13) 「大化前代の研究法について」（『日本古代国家の構造』付録1 1958年）
- (14) (13)および鶴岡静夫「大化前代の研究法について」  
志田諄一「反映法について」  
山内邦夫「分布法について」（『史元』第2・3・4合併号）
- (15) 武光誠「姓の制度と庚午年籍」（『日本古代国家と律令制』第4章 1984年）
- (16) 門脇禎二『「大化改新」論—その前史の研究—』 徳間書店 1969年  
原秀三郎「改新論批判序説—律令制的人民支配の成立過程を通じていわゆる大化改新の存在を疑う—」（『日本史研究』86, 88号）  
古代史部会「“大化改新、研究史の再検討」（同78号）  
野田嶺志「日本書紀と“大化改新、—日本書紀の年代構成の作為性について」（同87号）

古代史部会「7世紀の社会と“大化改新、像」(同90号)

- (17) 前掲書(3) p172
- (18) 前掲書(1) p 21
- (19) 直木孝次郎「原始・古代史序説」(『岩波講座 日本歴史 原始および古代1』 1975年)
- (20) 「書評・『講座日本史1』」(竜谷大学歴史学研究会 1970年)
- (21) 「古代国家論」(『講座日本史1』 東京大学出版会 1970年)
- (22) 前掲書(9)
- (23) 前掲書(21) p 91
- (24) 「エンゲルス国家論の再検討」に所収の「国家『二重機能』論批判—『反デューリング論』から『起源』への国家論の発展—」(『共同体と国家の歴史理論』)
- (25) 前掲書(24)
- (26) マルクス『資本主義的生産に先行する諸形態』以下『諸形態』と略す。
- (27) 前掲書(24) p 92
- (28) 『起源』文中の表現 岩波文庫版p146
- (29) 「書評『講座マルクス主義研究入門4 歴史学』」(『歴史学研究』1975年10月号)
- (30) 前掲書(24) p 96
- (31) 前掲書(24) p 97
- (32) 前掲書(24) p175
- (33) 前掲書(10) p 28
- (34) 前掲書(1) p 28
- (35) 『日本古代国家形成過程の研究』
- (36) 前掲書(35)
- (37) 『諸形態』国民文庫版の「訳者ノート」p144
- (38) 前掲書(10) p180
- (39) 前掲書(36)
- (40) 早川二郎『古代社会史』(唯物論全書 三笠書房 1936年)  
渡部義通『改版 日本古代社会』(唯物論全書26 三笠書房 1947年)

## 編集後記

昨夏は、暑い暑い日々が続きに続き、琵琶湖の水位は史上最低値を更新し続けました。その結果、湖岸のここかしこでは普段は日にすることの出来ない湖底遺跡の一面が姿を現わすことになりました。そして、明けて1月17日午前5時46分の悪夢の始まり。大自然の営為の前で、人間の無力を感じ続けた一年でした。被災者の方々には、衷心よりお見舞い申し上げます。さて、本号も多くの論考を掲載することが出来ました。つきましては、多くの方々からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。

平成7年3月

### 紀 要 第 8 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会  
大津市瀬田南大萱町1732-2  
Tel (0775) 48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社  
大津市札の辻4-20  
Tel (0775) 23-2580 Fax (0775) 24-6668